

記 録

令和 4 年 9 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 4 年 9 月 2 7 日 (火)

## 令和4年9月農業委員会定例総会議事録

令和4年9月農業委員会定例総会を令和4年9月29日（月）午後3時から  
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

### 農業委員の出欠

#### 出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

### 農地利用最適化推進委員の出席者

#### 出席委員（15名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
24番	児玉恭司	25番	直野廣義
26番	黒木和男	27番	黒木義行
28番	赤木康	29番	矢野陸男
30番	橋口泉		

### 事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	農地係長	柏田高宏
主任主事	黒木信介		

## 記 録

### 日程第1 議事録署名者の指名

7番 松木 親則

14番 田原 千春

- 日程第2
- |        |   |
|--------|---|
| 議案第66号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について                         |
| 議案第67号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について                         |
| 議案第68号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                         |
| 議案第69号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について    |
| 議案第70号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について |
| 議案第71号 | 非農地証明願いについて                                     |
| 議案第72号 | 農地のあっせん申出について                                   |
| 議案第73号 | 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについて                        |
| 議案第74号 | 農地法第5条第1項目的の買受適格証明願いについて                        |
| 報告第47号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について                    |
| 報告第48号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について                    |
| 報告第49号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について                         |
| 報告第50号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について                          |
| 報告第51号 | 農地改良届について                                       |
| 報告第52号 | 農地転用許可不要届について                                   |
| 報告第53号 | 農地中間管理事業に伴う配分計画について                             |
| 報告第54号 | 農地転用許可申請後の許可状況報告について                            |

# 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

7 番

14 番

## 記 録

### 議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 それでは、ただいまから令和 4 年日向市農業委員会 9 月定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名に 7 番松木親則委員、14 番田原千春委員を指名します。

よろしくお願いいたします。

次に議案審議に入ります。

まず議案第 66 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 25、土地の所在地は東郷町山陰、田が 6 筆で 4,959㎡です。

譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、売買による所有権移転です。譲受人は A 町で 10,098㎡程を経営しているということで、A 町農業委員会から耕作証明書が交付されており、下限面積を満たしています。所有権移転後は、主に果樹を作付けされると伺っています。通作に関しましても 1 時間以内で可能となっております。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 26、土地の所在地は平岩で、田が 1 筆で 297㎡です。譲受、譲渡理由ともに贈与でして、無償での所有権移転となっております。譲受人は 14,000㎡を経営されている専業農家です。

所有権移転後は、飼料作物等を作付けされると伺っています。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 27、土地の所在地は東郷町山陰で、地目は畑が 2 筆で 1,156㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は売買による所有権移転です。譲受人は 7,541㎡で杉苗生産を営んでいる専業農家です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 28、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 筆で 2,019㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は売買による所有権移転です。

譲受人は A 町で会社を営まれており、今回経営に必要な苗木を自社栽培するにあたり、申請地にあるビニールハウスを含めて買いたいということで、農地の下限面積の要件はありません。通作に関しましても 1 時間以内で可能となっております。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

以上 4 件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、番号 26 担当の 8 番委員および 24 番委員から補足があれば説明

記 録

- 議長 をお願いします。
- 8 番委員 8 番委員です。問題ありません。
- 2 4 番委員 2 4 番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
次に、番号 2 7 担当の 1 4 番委員および 2 5 番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 1 4 番委員 1 4 番委員です。問題ありません。
- 2 5 番委員 2 5 番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
- 3 番委員 3 番委員です。受付番号 2 5 につきまして、譲受人が A 町の方で、本人を知っている方がいれば問題はあまりないと思うのですが、以前にも同じような案件があった際に、A 町農業委員会事務局に確認していただきました。  
なお、その時は、問題ありませんということだったのですが、その後、時々は来られているようですが、農地を耕作しない状況が続いており、困っています。  
このような場合、A 町農業委員会事務局へ問い合わせをしているか事務局へ確認です。
- 事務局長 問い合わせを行っておりません。もし、認めてよいか疑義があれば、また問い合わせたいと思います。
- 議長 3 番委員どうでしょうか。
- 3 番委員 やはり、本人がどういう方なのか事務局が A 町農業委員会等を通じて、情報を得てから、こういった案件を審議した方が皆様納得するんじゃないかと思います。
- 議長 一旦ここで休憩します。
- (休憩)
- 議長 再開します。それでは、3 番委員のご指摘があった 2 5 番につきましては、改良届なり、登記の変更をしてもらおうということで、条件付き承認ということでよろしいでしょうか。皆、ご意見がございましたらお願いします。
- 2 0 番委員 約 5, 0 0 0 m<sup>2</sup>の土地を 1 m 上げるとなると単純に考えても 5, 0 0 0 m<sup>3</sup>、2 m で 1 0, 0 0 0 m<sup>3</sup>の土が必要となり、改良には、相当な費用がかかると想定されるため、改良届を出す等今後の利用について、詳細を確認しないと耕作放棄地になってしまう恐れがあると思います。
- 議長 一旦ここで休憩します。

記 録

(休憩)

議長 それでは再開します。  
議論を重ねましたが、受付番号25につきましては、保留で、他の案件につきまして皆さんにお諮りしたいと思います。  
他に、質問等はないでしょうか。  
受付番号25を除いてお諮りしたいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 受付番号25につきましては、保留ということで、来月また提議してもらおうということになると思います。  
それでは、25を除きまして全員賛成ですので原案の通りとします。  
ここで一旦休憩します。

(休憩)

議長 再開します。次に議案第67号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号10、土地の所在地は塩見、地目は畑、面積は577㎡です。  
転用目的は倉庫で、追認とありますように、すでに建築済みとなっています。申請人にお話を伺ったところ、養蚕業を営んでいた亡き父が規模拡大のために昭和40年頃建設したもので、廃業後は農業倉庫として使っていたとのことでした。申請人から始末もが提出されています。  
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられ、周囲は宅地であり、転用により影響を与える農地はありません。農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。

受付番号11、土地の所在地は平岩、地目は畑、面積は171㎡です。  
転用目的は個人住宅で、追認とありますように、こちらも建築済みとなっています。申請人にお話を伺ったところ、亡き父が住宅を増築した際に、農地法のことを知らずに増築範囲が申請地にまで及んでしまったのだろうとのことでした。申請人から始末書が出されています。

雨水は東側道路側溝に接続して行い、汚水は合併浄化槽を設置し、東側道路側溝に接続して行っています。申請地はコンクリート舗装及びブロック塀が設置されており、西側農地よりも1.5m程低く、市道よりも1.5m程高くなっているため、これまでも周辺の土地に影響はなかったとのことでした。

申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。

以上2件、皆さまのご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、番号10担当の2番委員および20番委員から補足があれば説明をお願いします。

2番委員 2番委員です。立ち合いしておりますが、問題ありません。

記 録

- 20番委員 20番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。次に、番号11担当の8番委員および24番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。問題ありません。
- 24番委員 24番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。  
ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので原案の通りとします。  
次に議案第68号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。  
それでは、受付番号15番を除く議案について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局長 説明の前に1点補足させてください。今回、受付番号16が議案にあがっていません。申請人と申請内容について確認を行う中で、内容の見直しをするため取下げの意思を示されました。  
しかし、取下書が議案締切日に間に合わなかったため、審議事項にあがっていませんが、来月ご報告させていただきます。
- 事務局 それでは説明します。  
受付番号14、土地の所在地は塩見、田が3筆で561㎡です。  
権利の種類は賃貸借権の設定で、転用目的は公共事業に伴う現場事務所、駐車場の設置であり、令和4年10月から1年間の一時転用となります。  
申請地の周囲は宅地及び道路に囲まれているため、影響を与える農地等はなく、周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。  
農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
- 受付番号17、土地の所在地は塩見、地目は畑、面積は211㎡です。  
権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は車庫、物置となっております。雨水の排水は敷地内自然浸透及び西側の既存道路側溝に接続して行い、汚水は発生しません。  
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。  
以上2件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。  
それでは、番号14担当の7番委員および15番員から補足があれば説明をお願いします。

記 録

7 番委員 7 番委員です。問題ありません。

1 5 番委員 1 5 番委員です。特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。  
ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので原案の通りとします。  
それではここで一旦休憩をいたします。

(休憩)

議長 再開します。  
議案第 6 8 号 1 5 番について、事務局に説明をお願いします。

事務局 受付番号 1 5、土地の所在地は美々津町、畑が 2 筆で 6 6 4 m<sup>2</sup>です。  
権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は資材置場等となっています。  
雨水は自然浸透式とし、隣接地との境界にはコンクリートブロックを設置し、土砂流出等がないよう対策をすることです。  
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第 2 種農地に該当するものと考えられます。  
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。  
以上 1 件、皆さまのご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。  
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。  
ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので原案の通りとします。  
ここで一旦休憩をいたします。

(休憩)

議長 それでは再開します。  
次に議案第 6 9 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定についてであります。それでは、事務局に説明

記 録

- 議長 | をお願いします。
- 事務局 | 番号22、受付年月日は令和4年9月15日。土地の所在地は東郷町山陰、畑が5筆で6,923㎡です。売買による所有権移転で、所有権移転の時期は令和4年10月1日、対価は5筆で1,400,000円です。  
所有権の移転を受ける者は主に畜産業を営む認定農業者で、現在241,542㎡を経営されています。  
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 | ありがとうございます。  
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。  
ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。  
全員賛成ですので原案の通りとします。  
次に議案第70号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 今回、1件申請が出されていますが、すでに集積しているものの更新となりますので、説明は割愛させていただきます。  
田が2筆で1,458㎡、期間は令和4年12月1日から10年間で、利用権の種類は賃貸借権の設定です。配分先につきましては、報告第53号別紙をご覧ください。  
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 | ありがとうございます。  
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。  
ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございます。  
全員賛成ですので原案の通りとします。  
次に議案第71号非農地証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 受付番号23番、土地の所在地は美々津町、登記地目は畑、登記面積は357㎡です。  
議案書には現況地目を山林と記載していますが、こちらは原野に修正をお願い致します。  
先日担当委員と一緒に現地調査に行っていました。申請内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難であり、現況は原野の状態でした。

記 録

- 事務局 | 今回の申請地は農振農用地区域に位置しますが、非農地ということになりましたら、その後除外の手続きを行う予定となっています。  
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 | ありがとうございます。  
それでは、番号23担当の13番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 13番委員 | 13番委員です。問題ありません。
- 事務局 | ありがとうございました。  
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。  
ないようすでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございました。  
全員賛成ですので原案の通りとします。  
次に議案第72号農地のあっせん申出についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 受付番号14、土地の所在地財光寺、地目は田、地積は793㎡です。  
今回は所有者でもある申出人から、農地を貸したいということで申出がありました。  
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 | ありがとうございました。  
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
- 4番委員 | この土地に関しては、去年他地区の方に一応耕作してもらおうという話があり、現状、収穫前ですが、WC Sを植えてもらっています。何か勘違いされてると思っての報告です。以上です。
- 議長 | 一旦休憩します。
- (休憩)
- 議長 | 再開します。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局長 | お待たせしました。只今、申請のあった書類等を確認したところ、利用権設定をする際に、この土地の地番が漏れておりました。  
したがって、利用権設定の申請書類の精査を行って、その中で対応していきたいと思えます。  
今利用されている方から以前出された利用権設定に、今回の土地の地番が漏れていたということです。  
また、それを見直すという形で対応したいと思えます。

- 議長 それでは、議案第72号は取り消しということで、これに伴いまして、利用権設定の精査をするということで、ご確認いただきたいと思います。  
他に質問等はよろしいでしょうか。  
ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので議案第72号は取り消しということにいたします。  
次に議案第73号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 説明の前に訂正させていただきたい箇所があります。  
26頁の総合計という欄がありますが、こちらの削除をお願いします。  
また、同じく26頁の経営面積を5,108㎡に修正をお願いします。訂正は以上です。  
今回、この申請地は、公売の公告が行われており、その公告に対して、申請人が公売に参加しようとしています。農地を買うためには農業者という資格が必要です。農地を買い受けることができる適格者という証明を農業委員会にもらうために、今回申請が上がってきた次第です。  
では、説明を行います。番号1、土地の所在地は塩見、田が1筆で1,041㎡、畑が1筆で207㎡です。所有者、買受希望者は議案書をご覧ください。買受希望者は5,108㎡を経営されており、今回の申請地の内、田をこれまでも所有者の許可を得てお子さんと耕作されていたとのことで、公売されたことを知り、もう1筆の畑と合わせて入札したいとのことで申請されたものです。  
以上1件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。  
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。  
ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので原案の通りとします。  
次に議案第74号農地法第5条第1項目的の買受適格証明願いについてであります。それでは事務局に説明をお願いします。
- 事務局 こちらも議案第73号と同じく、公売の公告が行われている案件となります。  
土地の所在地は塩見、地目は田、地積は774㎡です。転用目的は廃材置場ですが、追認とありますとおり、買受希望者がすでに廃材置場として利用しています。  
買受希望者にお話を伺ったところ、昭和60年頃から、所有者の使用許可を得て廃材置場としていたところ、申請地が公売となり、入札に参加しようとし

- 事務局 たとところ農地法の転用許可が必要であることを知ったとのことでした。そのため、買受希望者から顛末書が出されています。
- 先日、現地調査を行ったところ、字図と現況が異なっている状況ではありましたが、今回はあくまでも買受適格証明ということで、県は、測量などを求めないということです。
- ただし、買受希望者が買受人となり改めて5条の許可申請をされる場合は、申請地の隣接地に越境して事業敷地としている部分について、問題がないことを確認できなければ許可申請を受理できないと説明をしています。5条の許可申請の際、事務局で境界等の整理がついているか確認します。
- 以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
- それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
- ないようですのでお諮りします。
- 賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
- 全員賛成ですので原案の通りとします。
- 以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
- 続きまして、報告47号から第54号について、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。
- 先ず、報告第47号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は1件、土地は田2筆で面積は 387㎡であります。転用目的につきましては、住宅であります。
- 次に、報告第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は20件、土地は田3筆、畑21筆で面積は8,985㎡であります。転用目的につきましては、住宅、駐車場であります。
- 次に、報告第49号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてであります。届出の件数は1件、所有権の相続でありまして、土地は畑9筆で面積は 3,788㎡であります。
- 次に、報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。届出の件数は6件、土地は田8筆で面積は 2,176㎡であります。
- 次に、報告第51号 農地改良届についてであります。届出の件数は1件、土地は田2筆で面積は756㎡であります。盛土を行い、牧草を作る予定です。
- 次に、報告第52号 農地転用許可不要届についてであります。高圧鉄塔の最上部に張られている架空地線の修繕のための工事に伴う転用であります。
- 次に、報告第53号 農地中間管理事業に伴う農地配分計画についてであります。市農業畜産課から提供された情報であります。
- 12件、田36筆、畑2筆で面積は 31,111㎡の農地配分が行われております。詳細につきましては、報告第53号別紙をご覧ください。
- 最後に、報告第54号 農地転用許可申請後の許可状況報告についてであり

## 記 録

事務局長 | ます。7月の定例総会にて可決した5条申請1件が県知事許可されています。  
以上ご報告申し上げます。

議長 | ありがとうございます。  
それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。  
質問等もないようですので、これもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。